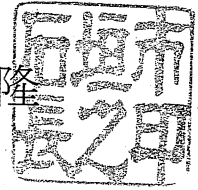


栄

石垣市優良建設工事表彰要綱をここに公示する。

令和3年1月20日

石垣市長 中山 義隆



石垣市優良建設工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注した建設工事で特に優良な工事(以下「優良建設工事」という。)を施工した建設業者を表彰することにより、建設業者の建設意欲を高め工事の質的向上に資するとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する工事であって、本市が発注したものをいう。
- (2) 建設業者 法第2条第3項に規定する建設業者及び建設業者で構成する共同企業体をいう。
- (3) 評定点 石垣市工事成績評定要領(平成29年石垣市告示第76-9号)に規定する評定点の合計をいう。

(表彰の対象となる建設工事の規模等)

第3条 表彰の対象となる建設工事は、請負代金額が500万円以上のもの(解体工事を除く。)で、表彰年度の前年度に完成したものとす。

(表彰の対象となる建設工事)

第4条 表彰の対象となる建設工事は、評定点が80点以上の工事で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建設工事の内容が契約の条件に従い確実に履行され、品質、出来ばえ等が特に優秀で他の模範となるものであること。
- (2) 施工技術が優れ、建設工事の規模又は困難性によく対処したものであること。
- (3) 施工、品質、安全衛生、施工管理、新技術活用など創意工夫等を積極的に行い、工事の能率、安全確保の向上を図ったものであること。
- (4) その他、地域の環境への配慮、地域への貢献等、特に表彰に値するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市内に主たる営業所を有しない建設業者及び市内に主たる営業所を有しない建設業者のみで構成する共同企業体の施工した工事は、表彰の対象としないものとする。

(欠格条項)

第5条 表彰の対象となる建設業者が、表彰年度の前3年度から当該表彰年度の表彰日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰しない。

- (1) 石垣市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要領(平成13年7月5日石契第3号石垣市助役通達)の措置要件に該当し、指名停止措置を受け、又は受けることが明らかである場合
- (2) 法の規定に基づく監督処分を受け、又は受けることが明らかである場合
- (3) 他の工事において、評定点が65点未満の工事を施工した場合
- (4) その他表彰することが不相当と認められる場合

(選考委員会)

第6条 優良建設工事の表彰について審議するため、選考委員会を設置する。

(組織)

第7条 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、企画部長、市民保健部長、福祉部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、水道部長をもって充てる。
- 4 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会は、現場の調査、設計書の確認及び推薦理由等の説明を関係職員に求めることができる。
- 4 議事の可否は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(推薦書の提出)

第9条 建設工事の主管課長は、第3条及び第4条に規定する建設工事のうち、優良建設工事と認められるべきと思われる建設工事を選定し、石垣市優良建設工事表彰推薦書(様式第1号。以下「推薦書」という。)を作成して選考委員会に提出するものとする。

(選考委員会の結果報告)

第10条 前条の規定に基づく推薦書を受けた選考委員会は、審査の結果、表彰に該当すると認められる優良建設工事を選定したときは、その結果及び審査経過を市長に報告するものとする。

(表彰を受ける者の決定)

第11条 表彰を受ける者は、優良建設工事の受注者とし、前条の選考委員会の審査結果に基づき、市長が決定する。ただし、表彰を決定した日から表彰の日までの間に、当該被表彰者が第5条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、決定を取り消すことができる。

(被表彰者への通知)

第12条 市長は、前条により決定した被表彰者に対し、石垣市優良建設業者決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(表彰の方法)

第13条 表彰は、市長が表彰の期日を定め、表彰状の贈呈により行うものとする。

(庶務)

第14条 選考委員会に関する庶務及び表彰に関する事務は、契約管財課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

選考委員会委員長  
副市長 様

課  
課長 印

石垣市優良建設工事表彰推薦書

発 注 年 度			
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期			
請 負 代 金			
完 成 年 月 日			
受 注 者	商 号:	(現場代理人)	
	住 所:	(主任技術者又	
	氏 名:	は監理技術者)	
工 事 概 要			
推 薦 理 由			工事業種:
			評 定 点 : 点
			【推薦事由(第4条関係)】
			<input type="checkbox"/> 契約条件履行 (施工体制一般、配置技術者、施工管理、対外関係、工程管理、安全対策)
			<input type="checkbox"/> 品質、出来ばえ等 (品質、出来形、出来ばえ)
		<input type="checkbox"/> 工事規模、困難性、施工技術 (工事特性)	
		<input type="checkbox"/> 施工、品質、安全衛生、施工管理の創意工夫、新技術活用 (創意工夫)	
		<input type="checkbox"/> 地域の環境配慮、貢献等 (社会性等)	
添 付 書 類	説明資料(別紙)、建設工事請負契約書(写し)、検査合格通知書(写し)、工事成績評定通知書(写し)、項目別評定表(写し)、その他関係書類(完成図等)		

様式第2号（第12条関係）

年 月 日

様

石垣市長

印

石垣市優良建設業者決定通知書

貴社が施工した について、石垣市優良建設工事表彰要綱の規定に基づき選考した結果、優良建設工事として下記のとおり表彰することを決定しましたので通知します。

なお、表彰日までの間において、石垣市優良建設工事表彰要綱第5条各号に該当することが明らかとなった場合には、表彰を取り消すことがあります。

記

- 1 表彰年月日：
- 2 表彰時間：
- 3 表彰場所：